

さいたま市告示第 1749 号

大宮区役所新庁舎整備事業について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 21 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

大宮区役所新庁舎整備事業

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 東京ビジネスサービス株式会社

(2) 事務所の所在地 東京都新宿区西新宿六丁目 14 番 1 号

3 指定公金事務取扱者として指定する日

令和 7 年 12 月 1 日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託する日

令和 7 年 12 月 1 日

5 委託する期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

大宮区役所駐車場使用料

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所市民局区政推進部区政推進担当

(2) 電話 048（829）1834